

平成 18 年（家）第 6 2 0 号 親権者変更審判事件

申立人 父親 X

相手方 母親 Y

陳述書

申立人 父親 X

神戸家庭裁判所伊丹支部 御中

平成 17 年に行われた、離婚裁判 2 審中に、相手方が長女 A 子連れ去ったときの状況及び、相手方の現在の状況が上記裁判時の主張と相違する点について陳述致します。

1 2 審中の連れ去りについて

① 当時の事実経過

平成 17 年 3 月〇日

離婚裁判 2 審，平成 17 年（ネ）第 8 号離婚等請求控訴事件，第 1 回口頭弁論期日は，平成 17 年 3 月〇日に開かれた。

同期日法廷上，相手方代理人は「本人訴訟の証拠提出など見るに値しない」「4 月から相手方本人は〇〇へ行く予定だから邪魔をするな」と主張し，早く結審するようにと申し立てた。申立人はこれに対し「そんな勝手な理屈は認められない」と言う意の反論をした。裁判所からのコメントは特になかったが，その後合議の末，〇〇〇裁判長が「裁判所としては親権者に関する調べが十分であるとは考えておりません。」と述べ，申立人に対し「未提出の証拠があるなら提出するように」とのことであった。審理は継続されることとなった。

平成 17 年 3 月〇〇日～〇〇日頃

正確な日付は忘れたが，この頃申立人，A 子，相手方，の 3 人で外食した際，幼稚園の手続をしてあるので，4 月 8 日の入園式に連れて行くよう，申立人から相手方に頼んでみた。相手方はこれに対し，メモ帳で自身の予定を確認した上，承諾した。

相手方代理人は法廷で 4 月から〇〇へ行くと言っていたが，相手方本人は申立人に対して何も言わず，どうするつもりかは口にしなかった。又，引越しの様子は全く見られなかった。

平成 17 年 3 月〇〇日

この日，申立人は終業後実家へ寄り，準備書面作成のための資料整理等（相手方の目前でするのは気が引けるので，実家でやっていた。）の後，午後 11 時頃帰宅した。

鍵をあけ，家の中に入るとあたり一面，服や日用品が散乱したものすごい惨状が目飛び込んできた。咄嗟に「泥棒か！」と思ったが，いつもなら「抱っこ」と飛んでくる A 子の姿が見えず，相手方も見当たらない。「まさか…!？」と思いつつ家の中をうろろしていると相手方の書置きを見つけ，事態を理解するに至った。そのときの怒りと悲しみは深

いものであった。

平成 17 年 3 月〇〇日～

この日から申立人は A 子の行方を必死で捜索しはじめた。警察に家出人捜索願を出した上、単身で心当たりをあたったが、手がかりが少なく、わからなかった。仕事をしながら審理の準備をし、捜索もするのは相当に苦しく、A 子の心配、連れ去られた苦痛により精神的にはぼろぼろの状態であった。高裁からは早く証拠を提出するように電話で催促を受けたが（3 月中に提出するように言われていた）、期限に間に合わすことができなかった。

又、この頃相手方代理人に電話をし、居所の開示を求めたが、拒否された。

平成 17 年 4 月〇〇日

第二回口頭弁論期日が開かれた。この日までになんとか証拠は提出したが、相当に未整理であった。相手方代理人は、裁判所の「〇〇にいるんですか？」との問いに「ハイ、〇〇です…その隣です」と答えた。この日、結審した。

平成 17 年 5 月〇日

再三にわたる単身調査の末、〇〇〇〇〇〇にて相手方の車を発見。車が発進するまで待つて後をついていき、〇〇〇駐車場で降りたところに飛び出し、「A 子ちゃん、おとうさんと一緒におうち帰ろう。」と言う。相手方は A 子を抱きかかえ、騒ぎはじめる。騒ぎにびっくりした A 子は最初、相手方に抱きついていてしたが、申立人が目を見て「A 子ちゃんおとうさんや、わかるか」と言うと「わかる」と言い、「憶えてるか？」と言うと「おぼえてる」と言い申立人に抱きついてきた。相手方が、騒ぎを聞きつけて集まった人々に警察を呼ぶように叫んだため、〇〇〇〇〇〇1 丁目の派出所から警察官が来た。警察官が派出所で話しをしようと言うので 3 人で派出所へ行く。A 子は申立人にしがみついたまま離れない。

警察官に事情を説明し、家出人捜索願の確認をしてもらう。見つかったということで〇〇署の家出人捜索願は取り下げた。大体の事情を呑み込んだ警察官は「とにかく、おとうさんから離れようとせん子どもさんを無理に引き離すことはできへんのやけど、奥さんにはきちんと住所を言わせるし、判決までの間ちゃんと会わせるように言うから、なんとか折れてくれんやろうか」と言ってきた。相手方が譲らないので警察官は困り果てたようすであったし、A 子の無事な様子も確認できたので、説得に応じることにする。相手方は警察官に「黙ってでていって住所も言わなくてゆうのは一体どうゆうことや、それではいかんだろう」と説教され、メモ用紙に住所をかかされていた。警察官が申立人に「いつ会いに来れる」と聞くので、「毎週日曜日に来ます」と答える。騒ぎのせいか胃が痛くなったので、近くの薬局に薬を買いにいこうとすると、「いっしょにいく、いっしょにいく」と A 子が泣き出してしまった。結局、派出所で薬をもらって飲む。警察官がこのあとどうするか聞いてきたので、3 人で食事に行くことを提案し、相手方もしぶしぶ承諾した。最後に警察官が「子どもさんがこんなにお父さんのこと慕ってるのに、どないかならへんのか」と申立人に言ってきたので、「そのために控訴しました」と答えると、「でもなあ、裁判になってしまふとなあ…」と言っていた。

派出所を出てから近くの〇〇〇食堂へ行き、3人で食事する。PM9:00頃食堂を出、帰ることにする。終始抱きついたままで離れがたいA子の様子が心配であったが、「おとうさん日曜日にすぐ来るからな。それまで大丈夫か？」と聞くと「大丈夫」としっかりした様子だったので少し安心する。A子が「おとうさん、横座る」と言うので、以前、毎日していたようにA子を相手方の車に乗せ、しばらく横に座ってやる。申立人が車を降りると、車内で一生懸命手を振っていた。

② 問題と思われる点

以上が当時の事実経過であるが、相手方の行動は自己中心的で信義則に反し、又、既成事実によって判決に影響を与えることを意図したとも考えられ、許されるべきではない。

2 裁判時の主張と相違する点

相手方は親権者指定を受けた離婚裁判1,2審中の主張を違え、実家の父親のもとへ帰って養育補助をうけておらず、上記裁判時に予測された環境より厳しい状況にA子をおいこんでしまっている。このことは離婚裁判2審結審後に判明したことであるから、親権者指定の判決確定後の事情の変化に準じて考慮されるべきであり、1審中の主張を違えていることを考慮せず安易に既成事実のみを追認することは許されるべきでない。

以上のことを考慮して頂きたく思い、ここに陳述するものであります。

平成18年〇月〇日